

「労災かくし」の排除について

事業者は労災事故が発生した場合は、《労働者死傷病報告》を労働基準監督署に提出しなければなりません。

労災かくしとは・・・

- ① 労働者死傷病報告を故意に提出しないもの
- ② 労働者死傷病報告に虚偽の内容を記載し提出するもの

①労働者死傷病報告の提出を怠るか、または②虚偽の内容を報告すると、50万円以下の罰金に処せられます（労働安全衛生法第120条、第122条）。

つまり、**労災かくしは犯罪**です。



「労災かくし」に関する事案についての相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

【相談窓口】

広島労働局

労働基準部 労災補償課

TEL 082-221-9245

または各労働基準監督署

詳しくは厚生労働省ホームページで・・・

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/rousai/index.html>